

○相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例等施行規則

昭和 47 年 3 月 31 日

規則第 16 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
- 第 2 章 廃棄物の減量化及び資源化の推進（第 3 条—第 6 条）
- 第 3 章 廃棄物の適正な処理（第 7 条—第 13 条）
- 第 4 章 産業廃棄物の不適正処理の防止等（第 14 条—第 21 条）
- 第 5 章 生活環境影響調査結果の縦覧等（第 22 条—第 24 条）
- 第 6 章 収集の申込み等（第 25 条—第 27 条）
- 第 7 章 廃棄物処理手数料等（第 28 条—第 30 条）
- 第 8 章 廃棄物処理業等（第 31 条—第 62 条）
- 第 9 章 相模原市廃棄物減量等推進審議会等（第 63 条—第 66 条）
- 第 10 章 雑則（第 67 条—第 70 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）、浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）及び相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例（昭和 47 年相模原市条例第 12 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規則における用語の意義は、法、浄化槽法及び条例の例による。

第 2 章 廃棄物の減量化及び資源化の推進

（多量排出事業者）

第 3 条 条例第 11 条第 1 項の規則で定める多量排出事業者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- （1） 建築物のうち事業の用に供する部分の延べ床面積が 1,000 平方メートル以上であるものを所有し、又は占有するもの
- （2） 年間 36 トン以上の事業系一般廃棄物を本市のごみ処理施設へ搬入するもの

（減量化等計画書）

第 4 条 条例第 11 条第 1 項の規定による減量化等計画書は、毎年 6 月 30 日までに、次に掲げる事項を記載して提出しなければならない。

- （1） 多量排出事業者の名称及び所在地（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- （2） 廃棄物の発生する建物ごとに、排出する事業系一般廃棄物のそれぞれの種類についてのその年の 3 月 31 日以前の 1 年間における処理実績及びその年の 4 月 1 日以後の処理計画
- （3） 事業系一般廃棄物の保管場所の有無
- （4） 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 条例第 11 条第 2 項の規定による届出は、減量等計画書に当該変更のあつた事項を記載して届け出るものとする。

(廃棄物管理責任者)

第 5 条 条例第 12 条の規定による届出は、廃棄物管理責任者の選任又は変更のあつた日から起算して 30 日以内に、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

- (1) 多量排出事業者の名称及び所在地（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 当該事業用建築物の所在地
- (3) 廃棄物管理責任者の役職及び氏名
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 廃棄物管理責任者は、多量排出事業者が排出する事業系一般廃棄物の管理について権限を有する者でなければならない。

(保管場所の設置基準)

第 6 条 条例第 13 条の事業系一般廃棄物の保管場所の設置の基準は、次のとおりとする。

- (1) 事業系一般廃棄物の収集及び運搬に支障が生じない場所であること。
- (2) 事業系一般廃棄物を十分に収納することができる広さであること。
- (3) 事業系一般廃棄物が飛散し、流失し、若しくは地下に浸透し、又は悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。
- (4) ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

### 第 3 章 廃棄物の適正な処理

(一般廃棄物の搬入申請等)

第 7 条 条例第 19 条第 1 項の規定による一般廃棄物（動物の死体を除く。）の搬入の承認を受けようとする者は、一般廃棄物搬入申請書（以下「搬入申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により搬入申請書の提出があつた場合において、搬入を承認するときは搬入できる期間（以下「搬入期間」という。）を定めて一般廃棄物搬入承認書（以下「搬入承認書」という。）を交付し、承認しないときはその旨を申請者に通知する。ただし、随時に搬入しようとする者（以下「随時搬入者」という。）については、搬入承認書の交付を省略することができる。

3 市長は、前項の規定により搬入承認書の交付を受けた者（以下「搬入者」という。）に対し、一般廃棄物搬入カード（以下「搬入カード」という。）を貸与する。

4 搬入者は、搬入承認書を亡失したときは一般廃棄物搬入承認書再交付申請書を、搬入カードを亡失し、又はき損したときは一般廃棄物搬入カード亡失（き損）届を、直ちに市長に提出し、搬入承認書の再交付又は搬入カードの再貸与を受けなければならない。

5 第 1 項から第 4 項までの規定は、産業廃棄物の搬入申請等について準用する。この場合において、第 1 項中「一般廃棄物（動物の死体を除く）」とあるのは、「産業廃棄物」と、「一般廃棄物搬入申請書」とあるのは、「産業廃棄物搬入申請書」と、第 2 項中「一般廃棄物搬入承認書」とあるのは、「産業廃棄物搬入承認書」と、第 3 項中「一般廃棄物搬入カード」とあるのは、「産業廃棄物搬入カード」と、第 4 項中「一般廃棄物搬入承認書再交付申請書」とあるのは、「産業廃棄物搬入承認書再交付申請書」と、「一般廃棄物

搬入カード亡失（き損）届」とあるのは、「産業廃棄物搬入カード亡失（き損）届」と読み替えるものとする。

（受入基準）

第8条 条例第19条第2項の規則で定める受入基準は、次のとおりとする。

- （1）本市の区域内で発生した一般廃棄物であること。
- （2）一般廃棄物の性状に応じ、あらかじめ切断し、こん包し、悪臭の発散を防止する等必要な措置を講じたものであること。
- （3）資源化することが適当であると認められるものでないこと。
- （4）前3号に掲げるもののほか、施設の管理上必要な範囲で市長の指示に従った措置がなされていること。

2 前項の規定は、産業廃棄物の受入基準について準用する。この場合において、前項第1号及び第2号中「一般廃棄物」とあるのは、「産業廃棄物」と読み替えるものとする。

（搬入承認事項の変更申請）

第9条 条例第20条の規定による変更の承認を受けようとする者は、一般廃棄物搬入承認事項変更申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により一般廃棄物搬入承認事項変更申請書の提出があつた場合において、搬入承認事項の変更を承認するときは搬入承認事項変更承認通知書により、承認しないときはその旨を申請者に通知する。

（内容審査）

第10条 事業者から事業系一般廃棄物の運搬の委託を受けた者は、当該事業系一般廃棄物を市の処理施設に搬入するときは、搬入確認書を市長に提出しなければならない。

（搬入承認の取消し等通知）

第11条 条例第22条第2項の規定による搬入の承認の取消し又は搬入の制限若しくは中止の通知は、搬入承認取消等通知書により行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

（搬入承認書及び搬入カードの返納）

第12条 搬入者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに、搬入承認書及び搬入カードを市長に返納しなければならない。

- （1）搬入期間が満了したとき。
- （2）条例第22条第1項の規定により搬入の承認を取り消されたとき。
- （3）搬入者が搬入することを要しなくなつたとき。
- （4）前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

（資源化の対象となる物）

第13条 条例第28条第1項の規定による資源化の対象となる物として市長が指定するのは、次に掲げるものとする。

- （1）新聞、雑誌、雑がみ、段ボール、紙パツク及び紙製の容器包装物
- （2）びん類
- （3）かん類
- （4）金物類
- （5）布類

#### 第4章 産業廃棄物の不適正処理の防止等

(実地確認の方法等)

第14条 条例第29条第1項及び第2項の規定による実地確認は、自らの実地における調査その他の方法により確認するものとする。

2 条例第29条第1項に規定する必要な事項は、委託に係る運搬又は処分が行われる施設における産業廃棄物の状況とする。

3 事業者は、条例第29条第1項の規定による実地確認を行つたときは、前項に規定する事項及び次に掲げる事項を記録し、当該記録を行つた日から5年間保存するものとする。

- (1) 確認を行つた年月日
- (2) 確認を行つた者の氏名
- (3) 確認の方法

4 条例第29条第2項に規定する必要な事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 委託に係る運搬又は処分の実施に係る施設の状況
- (2) 委託に係る帳簿(法第14条第17項又は法第14条の4第18項において準用する法第7条第15項の帳簿をいう。)その他の関係書類の保存の状況

5 事業者は、条例第29条第2項の規定による確認を行つたときは、前項に規定する事項及び次に掲げる事項を記録し、当該記録を行つた日から5年間保存するものとする。

- (1) 確認を行つた年月日
- (2) 確認を行つた者の氏名
- (3) 確認の方法

(保管場所の届出)

第15条 条例第30条第1項の規定による届出は、産業廃棄物保管場所届出書により行うものとする。

2 前項の産業廃棄物保管場所届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 保管用地の登記事項証明書
- (2) 保管用地が届け出た者の所有する土地でない場合にあつては、当該土地に係る賃貸借契約書その他の使用の権原を証する書類の写し
- (3) 保管用地の位置図
- (4) 産業廃棄物を保管しようとする事業場の施設の配置図

3 条例第30条第1項第7号の規則で定める事項は、保管を終了する予定日とする。

(保管場所に係る適用除外の面積)

第16条 条例第30条第2項第1号の規則で定める面積は、100平方メートルとする。

(保管場所の変更の届出)

第17条 条例第30条第3項の規定による届出は、産業廃棄物保管場所変更届出書により行うものとする。

(保管場所の廃止の届出)

第18条 条例第30条第4項の規定による届出は、産業廃棄物保管場所廃止届出書により行うものとする。

(公表)

第19条 条例第14条第2項又は条例第32条の規定による公表は、相模原市公告式条例

(昭和 25 年相模原市条例第 24 号) 第 2 条第 2 項に規定する掲示場への公告その他適当と認められる方法により行うものとする。

2 条例第 32 条第 3 項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 不適正処理を行つた者の住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 条例第 32 条第 4 項の規定により意見を述べる機会を与える場合は、次に掲げる事項を記載した書面により当該公表をしようとする者に通知するものとする。

- (1) 当該公表をすることについて意見を聴く日時及び場所
- (2) 公表される者の当該公表に係る意見の市長への提出期限
- (3) 当該公表の予定日
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(改善計画書)

第 20 条 条例第 34 条第 2 項の規定により、市長から改善その他必要な措置を講ずるよう求められた者は、当該求めに応じた改善計画書を速やかに市長に提出し、その改善に努めなければならない。

(命令)

第 21 条 条例第 14 条第 1 項、条例第 17 条第 2 項又は条例第 28 条第 2 項の規定による命令は、書面により行うものとする。

2 条例第 17 条第 2 項の規定による命令を受けた者は、当該命令に基づき適正な分別及び排出をしたときは、速やかに改善措置報告書を市長に提出しなければならない。

#### 第 5 章 生活環境影響調査結果の縦覧等

(縦覧の告示)

第 22 条 条例第 36 条第 1 項の規定による告示は、次の事項について行うものとする。

- (1) 対象施設の名称、種類及び設置場所
- (2) 対象施設で処理する一般廃棄物の種類
- (3) 対象施設の処理能力（施設が一般廃棄物の最終処分場である場合には、埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）
- (4) 縦覧に供する場所及び期間
- (5) 意見書の提出先及び提出期限
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(縦覧の期間等)

第 23 条 条例第 36 条第 1 項に規定する期間のうち、相模原市の休日を定める条例（平成元年相模原市条例第 4 号）第 1 条第 1 項に規定する相模原市の休日は、縦覧に供しないものとする。

2 縦覧に供する時間は、午前 8 時 30 分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までとする。

3 縦覧しようとする者は、係員の指示に従うとともに、縦覧に供された書類を汚損し、若しくは破損し、又は他人に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

4 市長は、前項の規定に違反した者の縦覧を停止し、又は禁止することができる。

(意見書の記載事項)

第 24 条 条例第 37 条に規定する意見書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 対象施設の名称
- (3) 生活環境の保全上の見地からの意見

#### 第 6 章 収集の申込み等

（し尿の新規収集の申込み等）

第 25 条 し尿の収集を新たに定期に受けようとする場合は、あらかじめ、し尿収集申込（異動）届によつて、定期以外の場合にあつては電話等によつて市長に申し込まなければならない。

2 前項のし尿収集申込（異動）届の記載事項に変更があつたとき、又はし尿の収集を必要としなくなつたときは、速やかに、し尿収集申込（異動）届により市長に届け出なければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、市長が認めるときは、この限りでない。

（浄化槽の清掃の申込み）

第 26 条 浄化槽の清掃を受けようとする者は、その都度、あらかじめ、電話等により申し込まなければならない。

（特定家庭用機器廃棄物及び粗大ごみの収集の申込み）

第 27 条 特定家庭用機器廃棄物又は粗大ごみ（以下これらを「粗大ごみ等」という。）の収集を受けようとする者は、その都度、あらかじめ、電話等により市長に申し込まなければならない。

#### 第 7 章 廃棄物処理手数料等

（市が処理する粗大ごみ及び処理手数料）

第 28 条 条例別表第 1 備考 3 に規定する規則で定める粗大ごみは、別表第 1 品目名の欄に掲げるもの、最大の辺又は径が 50 センチメートル以上（電気製品及び金属製品にあつては 30 センチメートル以上）のものであつて、別表第 2 品目名の欄に掲げるもの及び別表第 3 に掲げるものとする。

2 条例別表第 1 に規定する粗大ごみを市が収集し、運搬し、及び処分するときの品目別に規則で定める額は、別表第 1 手数料の欄及び別表第 2 手数料の欄に掲げるとおりとする。

（手数料の減免）

第 29 条 条例第 40 条第 4 項に規定する手数料の減免は、次の各号に掲げる場合に行い、当該各号に掲げる場合の手数料の種別等及び減免額は、別表第 4 のとおりとする。

- (1) 災害のために市長が必要があると認めるとき。
- (2) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定による扶助を受けているとき。
- (3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）の規定による支援給付を受けているとき。
- (4) 市内の公共的団体等が地域の美化活動を行つたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

2 前項の規定により手数料の減免を受けようとする者は、一般廃棄物処理手数料減免申請書を市長に提出しなければならない。ただし、災害等の場合で、市長が認めるときは、

当該申請書の提出を省略することができる。

- 3 市長は、前項の一般廃棄物処理手数料減免申請書の提出があつたときは、その適否を決定し、一般廃棄物処理手数料減免決定通知書により通知するものとする。
- 4 第1項各号のいずれかに該当する場合で一般廃棄物を定期にごみ処理施設等に搬入するときの手数料の減免は、第2項の一般廃棄物処理手数料減免申請書の提出があつた日の属する月の翌月から開始し、第1項各号に掲げる場合に該当しなくなつた日の翌日をもつて廃止する。

(手数料又は費用の徴収方法)

第30条 条例第40条第5項の規定による一般廃棄物の処理手数料の徴収に関する事項は、次のとおりとする。

(1) し尿の処理手数料は、納付金口座振替納付書又は納入通知書により徴収し、当該納期限は、次のとおりとする。

- |                         |        |
|-------------------------|--------|
| ア 第1期 (1月、2月及び3月収集分)    | 4月30日  |
| イ 第2期 (4月、5月及び6月収集分)    | 7月31日  |
| ウ 第3期 (7月、8月及び9月収集分)    | 10月31日 |
| エ 第4期 (10月、11月及び12月収集分) | 1月31日  |

- (2) 前号の規定によりがたい場合のし尿の処理手数料は、納入通知書により徴収し、当該納期限は、し尿の収集を実施した日の属する月の翌月の末日とする。
- (3) 浄化槽汚泥等を市が収集し、運搬し、及び処分するときの処理手数料は、納入通知書により徴収し、当該納期限は、浄化槽の清掃等を実施した日の属する月の翌月の末日とする。
- (4) 特定家庭用機器廃棄物を市が収集し、運搬するときの手数料及び第28条第2項に規定する手数料は、市が収集し、及び運搬する前までに、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により当該手数料の収納の事務を委託した者に納付するものとする。
- (5) 市長は、前号の規定により手数料を納付した者に粗大ごみ収集シール(第1号様式)を交付するものとし、交付を受けた者は、当該シールを市が収集する粗大ごみ等に貼付するものとする。
- (6) 第1号から第4号までに定めるもの以外の一般廃棄物の処理手数料は、第7条第2項の規定による搬入承認書の交付を受けたもの(随時搬入者は除く)その他市長が認めるものから徴収する場合にあつては1月ごとに納入通知書により徴収し、当該納期限は、一般廃棄物を搬入した日の属する月の翌月の末日とし、その他の場合にあつては搬入の都度徴収する。

2 条例第41条に規定する産業廃棄物の処分に要する費用の徴収については、前項第6号の規定を準用する。この場合において、「第1号から第4号までに定めるもの以外の一般廃棄物」とあるのは、「産業廃棄物」と、「第7条第2項」とあるのは、「第7条第5項の規定により準用する第7条第2項」と、「一般廃棄物を」とあるのは、「産業廃棄物を」と読み替えるものとする。

3 条例第42条から第46条までに規定する許可申請手数料等は、その都度納入通知書により徴収し、当該納期限は、納入通知書を発行した日とする。

4 前3項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、徴収方法及び納期限を別に定めることができる。

#### 第8章 廃棄物処理業等

(一般廃棄物収集運搬業等又は浄化槽清掃業の許可申請等)

第31条 法第7条第1項若しくは第6項の規定による一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業（以下「一般廃棄物収集運搬業等」という。）の許可を受けようとする者、同条第2項若しくは第7項の規定による一般廃棄物収集運搬業等の許可の更新を受けようとする者、浄化槽法第35条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可を受けようとする者又は同条第2項の規定による浄化槽清掃業の許可の更新を受けようとする者は、一般廃棄物収集運搬業等許可申請書又は浄化槽清掃業許可申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 申請者が個人である場合には、住民票の写し（本籍の記載のあるものに限るものとし、外国人にあつては外国人登録原票記載事項証明書とする。以下同じ。）並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。以下同じ。）

(3) 申請者が法人である場合には、定款又はこれに準ずる書類及び登記事項証明書並びに役員住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

(4) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（これらのものが法人である場合には、登記事項証明書）

(5) 申請者に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）第4条の7に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

(6) 処理施設、処分施設、車庫、保管場所、積替施設その他処理施設の構造仕様書及び設計図並びに付近の見取図

(7) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

2 一般廃棄物収集運搬業等の許可を受けた者（以下「一般廃棄物収集運搬業等許可業者」という。）で、法第7条の2第1項の規定による事業の範囲の変更の許可を受けようとするものは、許可申請事項変更申請書に前項各号に掲げる書類のうち必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

3 一般廃棄物収集運搬業等許可業者又は浄化槽清掃業の許可を受けた者（以下「浄化槽清掃業許可業者」という。）は、住所その他廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）第2条の6第1項に規定する事項を変更したとき、又は環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号。以下「浄化槽規則」という。）第10条に規定する申請書若しくは添付書類の記載事項を変更したときは、当該変更の日から10日以内に許可申請事項変更届を市長に提出し

なければならない。

(欠格要件該当届)

第 32 条 法第 7 条の 2 第 4 項 (法第 14 条の 2 第 3 項及び法第 14 条の 5 第 3 項において準用する場合を含む。) の規定による届出書は、廃棄物処理業に係る欠格要件該当届出書とする。

2 法第 9 条第 6 項 (法第 15 条の 2 の 6 第 3 項において準用する場合を含む。) の規定による届出書は、廃棄物処理施設に係る欠格要件該当届出書とする。

(一般廃棄物収集運搬業等又は浄化槽清掃業の許可基準)

第 33 条 一般廃棄物収集運搬業等又は浄化槽清掃業の許可をする場合の基準は、法第 7 条第 5 項若しくは第 10 項又は浄化槽法第 36 条によるほか、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、一部を適用しないことができる。

(1) 本市内に住所を有する者 (法人にあつては、本市内に事務所又は営業所を有する者) であること。

(2) 自ら事業を営む者であること。

(3) 一般廃棄物収集運搬業等にあつては、政令第 3 条各号に掲げる事項を実施するために必要な人員、車両 (保管場所を有するものに限る。) 、設備、器材及び財政的基礎を有し、かつ、事業を的確に遂行できる能力を有する者であること。

(4) 浄化槽清掃業にあつては、浄化槽規則第 3 条各号に掲げる事項を実施するために必要な人員、車両 (保管場所を有するものに限る。) 、設備、器材及び財政的基礎を有し、かつ、事業を的確に遂行できる能力を有する者であること。

(一般廃棄物収集運搬業等許可証又は浄化槽清掃業許可証の交付)

第 34 条 市長は、第 31 条第 1 項又は第 2 項の規定により申請書の提出があつた場合において、一般廃棄物収集運搬業等又は浄化槽清掃業の許可、許可の更新又は事業の範囲の変更の許可をしたときは、一般廃棄物収集運搬業等許可証又は浄化槽清掃業許可証を申請者に交付する。

2 前項に規定する浄化槽清掃業許可証の有効期間は、2 年とする。

(一般廃棄物処理施設設置許可申請書)

第 35 条 法第 8 条第 2 項の申請書は、一般廃棄物処理施設設置許可申請書とする。

(一般廃棄物処理施設変更許可申請書)

第 36 条 省令第 5 条の 3 第 1 項の申請書は、一般廃棄物処理施設変更許可申請書とする。

(一般廃棄物処理施設設置許可証等の交付)

第 37 条 市長は、法第 8 条第 1 項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可又は法第 9 条第 1 項の規定による一般廃棄物処理施設の変更の許可をしたときは、一般廃棄物処理施設設置 (変更) 許可証を申請者に交付する。

(一般廃棄物処理施設の設置の届出)

第 38 条 法第 9 条の 3 第 1 項の規定による届出は、一般廃棄物処理施設設置届出書により行うものとする。

(一般廃棄物処理施設変更届出書)

第 39 条 省令第 5 条の 8 第 1 項の届出書は、一般廃棄物処理施設変更届出書とする。

(一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書)

第 40 条 省令第 5 条の 4 の 2 第 1 項及び省令第 5 条の 9 の 2 第 1 項の届出書は、一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書とする。

(一般廃棄物処理施設定期検査申請書)

第 41 条 省令第 4 条の 4 の 2 の申請書は、一般廃棄物処理施設定期検査申請書とする。

(一般廃棄物処理施設定期検査結果通知書)

第 42 条 省令第 4 条の 4 の 4 の通知は、一般廃棄物処理施設定期検査結果通知書とする。

(一般廃棄物熱回収施設設置者認定申請書)

第 43 条 省令第 5 条の 5 の 5 の申請書は、一般廃棄物熱回収施設設置者認定申請書とする。

(一般廃棄物熱回収施設設置者認定証の交付)

第 44 条 市長は、法第 9 条の 2 の 4 第 1 項の規定による熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設設置者の認定をしたときは、一般廃棄物熱回収施設設置者認定証を申請者に交付する。

(一般廃棄物熱回収施設休廃止等届出書)

第 45 条 省令第 5 条の 5 の 10 の届出書は、一般廃棄物熱回収施設休廃止等届出書とする。

(一般廃棄物熱回収報告書)

第 46 条 省令第 5 条の 5 の 11 の報告書は、一般廃棄物熱回収報告書とする。

(一般廃棄物最終処分場埋立処分終了届出書)

第 47 条 省令第 5 条の 5 第 1 項の届出書は、一般廃棄物最終処分場埋立処分終了届出書とする。

(一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書)

第 48 条 省令第 5 条の 5 の 2 第 1 項の申請書は、一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書とする。

(一般廃棄物処理施設譲受け(借受け)許可申請書)

第 49 条 省令第 5 条の 11 第 1 項の申請書は、一般廃棄物処理施設譲受け(借受け)許可申請書とする。

(一般廃棄物処理施設譲受け(借受け)許可証等の交付)

第 50 条 市長は、法第 9 条の 5 第 1 項(法第 15 条の 4 において準用する場合を含む。)の規定による一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可をしたときは、一般廃棄物処理施設譲受け(借受け)許可証又は産業廃棄物処理施設譲受け(借受け)許可証を申請者に交付する。

(一般廃棄物処理施設設置法人合併(分割)認可申請書)

第 51 条 省令第 5 条の 12 第 1 項の申請書は、一般廃棄物処理施設設置法人合併(分割)認可申請書とする。

(一般廃棄物処理施設設置法人合併(分割)認可証等の交付)

第 52 条 市長は、法第 9 条の 6 第 1 項(法第 15 条の 4 において準用する場合を含む。)の規定による一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設を設置する法人の合併又は分割の認可をしたときは、一般廃棄物処理施設設置法人合併(分割)認可証又は産業廃棄物処理施設設置法人合併(分割)認可証を申請者に交付する。

(一般廃棄物処理施設相続届出書)

第 53 条 省令第 6 条第 1 項の届出書は、一般廃棄物処理施設相続届出書とする。

(許可証等の再交付)

- 第 54 条 一般廃棄物収集運搬業等許可業者、浄化槽清掃業許可業者、法第 14 条第 1 項若しくは第 6 項若しくは法第 14 条の 4 第 1 項若しくは第 6 項の規定による産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業若しくは特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けた者（以下「産業廃棄物収集運搬業等許可業者」という。）、法第 8 条第 1 項若しくは法第 15 条第 1 項の規定による一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者、法第 9 条第 1 項若しくは法第 15 条の 2 の 6 第 1 項の規定による一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の変更の許可を受けた者又は法第 9 条の 5 第 1 項（法第 15 条の 4 において準用する場合を含む。）の規定による一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の譲受け若しくは借受けの許可を受けた者は、交付を受けた許可証を亡失し、き損し、又は汚損したときは、直ちに、許可証等再交付申請書を市長に提出し、許可証の再交付を受けなければならない。
- 2 法第 9 条の 6 第 1 項（法第 15 条の 4 において準用する場合を含む。）の規定による一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設を設置する法人の合併又は分割の認可を受けた者は、交付を受けた認可証を亡失し、き損し、又は汚損したときは、直ちに、許可証等再交付申請書を市長に提出し、認可証の再交付を受けなければならない。
- 3 市長は、前 2 項の申請書の提出があつたときは、許可証又は認可証（以下「許可証等」という。）を再交付する。

(許可証等の譲渡等の禁止)

- 第 55 条 許可証等は、これを譲渡し、又は貸与してはならない。

(事業の廃止又は休止)

- 第 56 条 一般廃棄物収集運搬業等許可業者又は浄化槽清掃業許可業者は、その事業の全部又は一部を廃止したときは、当該廃止の日から 10 日以内に廃止届を市長に提出しなければならない。

(許可の取消し等)

- 第 57 条 市長は、法第 7 条の 3、法第 14 条の 3（法第 14 条の 6 において準用する場合を含む。）又は浄化槽法第 41 条第 2 項の規定により事業の全部又は一部の停止を命ずるときは、事業停止命令書により行うものとする。
- 2 市長は、法第 7 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、法第 14 条の 3 の 2 第 1 項若しくは第 2 項（法第 14 条の 6 において準用する場合を含む。）又は浄化槽法第 41 条第 2 項の規定により許可を取り消すときは、許可取消通知書により行うものとする。
- 3 市長は、法第 9 条の 2 第 1 項又は法第 15 条の 2 の 7 の規定により処理施設につき必要な改善を命じ、又は処理施設の全部若しくは一部の使用の停止を命ずるときは、改善命令書又は使用停止命令書により行うものとする。
- 4 市長は、法第 9 条の 2 の 2 第 1 項若しくは第 2 項又は法第 15 条の 3 第 1 項若しくは第 2 項の規定により許可を取り消すときは、許可取消通知書により行うものとする。

(許可証の返還)

- 第 58 条 一般廃棄物収集運搬業等許可業者、浄化槽清掃業許可業者、産業廃棄物収集運搬業等許可業者、法第 8 条第 1 項若しくは法第 15 条第 1 項の規定による一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者、法第 9 条第 1 項若しくは法第

15 条の2の6第1項の規定による一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の変更の許可を受けた者又は法第9条の5第1項(法第15条の4において準用する場合を含む。)の規定による一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の譲受け若しくは借受けの許可を受けた者(以下「許可業者等」という。)は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに許可証を市長に返還しなければならない。

- (1) 許可証の有効期間が満了したとき。
- (2) 許可を取り消されたとき。
- (3) 事業又は処理施設を廃止したとき。

2 許可業者等は、その事業若しくは処理施設の全部を休止したとき又は法第7条の3、法第14条の3(法第14条の6において準用する場合を含む。)、法第9条の2第1項、法第15条の2の7若しくは浄化槽法第41条第2項の規定によりその事業若しくは処理施設の全部の停止を命ぜられたときは、許可証を一時市長に返還しなければならない。(実績報告書の提出)

第59条 一般廃棄物収集運搬業等許可業者又は浄化槽清掃業許可業者は、廃棄物の収集、運搬又は処分に関する実績について、隔月の10日までに前2月の実績を一般廃棄物処理業務実績報告書又は浄化槽清掃業務実績報告書により市長に報告しなければならない。(再生利用指定の申請等)

第60条 省令第2条第2号、省令第2条の3第2号、省令第9条第2号又は省令第10条の3第2号の規定による指定(以下「再生利用指定」という。)を受けようとする者は、再生利用指定業指定申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があつた場合において、再生利用指定をしたときは、再生利用指定業指定証(以下「指定証」という。)を申請者に交付する。

3 再生利用指定を受けた者(以下「再生利用指定業者」という。)は、その再生利用指定に係る事業の範囲を変更しようとするときは、再生利用指定業変更指定申請書に指定証を添えて市長に提出しなければならない。

4 第2項の規定は、前項の場合に準用する。

5 再生利用指定業者は、その再生利用指定に係る次に掲げる事項に変更が生じたときは、再生利用指定業変更届に指定証を添えて市長に届け出なければならない。

- (1) 住所
- (2) 氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名
- (3) 事務所及び事業場の所在地
- (4) 再生利用の目的
- (5) 再生利用の方法
- (6) 取引関係

6 再生利用指定業者は、指定証を亡失し、き損し、又は汚損したときは、直ちに、再生利用指定業指定証再交付申請書を市長に提出し、指定証の再交付を受けなければならない。

7 市長は、前項の申請書の提出があつたときは、指定証を再交付する。

8 再生利用指定業者が、その再生利用指定業の指定に係る事業の全部又は一部を廃止したときは、再生利用指定業廃止届に指定証を添えて市長に届け出なければならない。

(一般廃棄物処理施設使用前検査申請書)

第 61 条 省令第 4 条の 4 第 1 項の申請書は、一般廃棄物処理施設使用前検査申請書とする。

(処理施設の使用前検査済証)

第 62 条 市長は、前条又は省令第 12 条の 4 第 1 項の申請書の提出があつた場合において、第 35 条又は法第 15 条第 2 項の申請書に記載した設置に関する計画に適合すると認めるときは、処理施設の使用前検査済証を交付する。

第 9 章 相模原市廃棄物減量等推進審議会等

(相模原市廃棄物減量等推進審議会)

第 63 条 審議会の会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

第 64 条 審議会の庶務は、廃棄物事務主管課で処理する。

第 65 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

(相模原市廃棄物減量等推進員)

第 66 条 条例第 53 条の規定による相模原市廃棄物減量等推進員の任期は、1 年とする。

2 相模原市廃棄物減量等推進員は、再任されることができる。

第 10 章 雑則

第 67 条 条例第 55 条第 3 項に規定する証明書は、第 2 号様式とする。

(手数料徴収職員証)

第 68 条 一般廃棄物処理手数料に係る徴収金の収納に関する事務に従事する職員は、その職務を行うときは、一般廃棄物処理手数料徴収職員証(第 3 号様式)を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(様式)

第 69 条 この規則の規定により使用する書類の様式(第 1 号様式から第 3 号様式までを除く。)は、別に定める。

(委任)

第 70 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

1 この規則は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。

2 相模原市清掃条例施行規則(昭和 30 年相模原市規則第 2 号)は、廃止する。

附 則(昭和 53 年 5 月 1 日規則第 25 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 58 年 3 月 30 日規則第 10 号)

この規則は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 60 年 3 月 25 日規則第 3 号)

この規則は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 60 年 12 月 25 日規則第 44 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際、現に改正前の相模原市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の規定により定められた様式の様式用紙が残存するときは、当該用紙が残存する間、なお従前の例による。

附 則（平成元年4月1日規則第24号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年3月30日規則第10号）

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成9年4月1日規則第34号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年12月24日規則第63号）

この規則は、平成10年1月1日から施行する。

附 則（平成12年3月24日規則第20号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年9月29日規則第111号）

この規則は、平成12年10月1日から施行する。

附 則（平成13年3月1日規則第13号）

改正 平成13年6月11日規則第58号

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第32条の次に1条を加える改正規定（第32条の2第2項に係る部分に限る。）、第34条第1項の改正規定（同項中「第26条第3項」を「第26条第5項」に改める部分を除く。）、同条第2項及び第35条の改正規定、別表を別表第2とし、附則の次に次の1表を加える改正規定（別表第1手数料の欄に係る部分に限る。）並びに第35号様式を第36号様式とし、第34号様式の次に1様式を加える改正規定並びに次項の規定は、平成13年7月1日から施行する。

（平13規則58・一部改正）

2 この規則による改正後の相模原市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第34条第1項第4号及び第5号の規定は、平成13年7月1日以後に相模原市に特定家庭用機器廃棄物又は粗大ごみの収集及び運搬を依頼した場合の手数料の納付等から適用し、同日前に特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬を依頼した場合の手数料の納付等については、なお従前の例による。

附 則（平成13年5月31日規則第57号）

この規則は、平成13年6月1日から施行する。

附 則（平成13年6月11日規則第58号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年4月1日規則第79号）

この規則は、平成15年4月30日から施行する。

附 則（平成15年11月1日規則第114号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成15年12月24日規則第121号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年2月27日規則第7号）

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 7 日規則第 13 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年 4 月 1 日規則第 48 号）

1 この規則は、平成 17 年 6 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の前日に申込みがされた粗大ごみの収集及び運搬については、なお従前の例による。

附 則（平成 18 年 3 月 19 日規則第 46 号）

この規則は、平成 18 年 3 月 20 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 9 日規則第 35 号）

この規則は、平成 19 年 3 月 11 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 28 日規則第 24 号）

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 9 月 30 日規則第 76 号）

この規則は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 11 月 30 日規則第 88 号）

この規則は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 2 月 27 日規則第 10 号）

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 31 日規則第 63 号）

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 2 月 28 日規則第 号）

この規則は、平成 23 年 2 月 28 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 31 日規則第 号）

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

#### 別表第 1（第 28 条関係）

区分	品目名	手数料（円）
電気・ガス・石油・ちゅう房器具	アイロン	200
	ガステーブル（ガスこんろ、カセットコンロ）	200
	クッキングヒーター	200
	ストーブ類（ストーブ、ファンヒーター、オイルヒーター等）	500
	タイプライター	200
	調理器（グリル鍋、炊飯器、トースター、ホットプレート、ポット、餅つき器等）	200
	電子レンジ	500
	ミシン	卓上型のもの

		卓上型以外のもの(付属のいすを含む。)	500
家具・寝具・建具	布団(2枚まで。掛布団、敷布団、電気毛布等)		200
	ベッドマットレス	スプリング付のもの	500
		スプリングの無いもの	200
趣味・スポーツ・レジャー用品	車又はオートバイ用のヘルメット		200
	工具類(電動工具に限る。)		200
	体重計		200
	ボウリング用のボール		200
その他	ポリタンク(灯油用)		200

備考 上記の品目には、機能、形態等が類似した品物を含むものとする。

別表第2(第28条関係)

区分	品目名		手数料(円)
電気・ガス・石油・ちゅう房器具	映像・音響機器(単体のもの。アンプ、チューナー、レコーダー、プレーヤー、デッキ等。ただし、カラオケ演奏装置、スピーカー及びテレビアンテナを除く。)		200
	温水洗浄機付便座		200
	加湿器		200
	ガス台		500
	カラオケ演奏装置		1,000
	換気扇		200
	給湯器(電気温水器を除く。)	床置き型のもの	1,000
		床置き型以外のもの	200
	空気清浄機		200
	照明器具		200
	除湿機		200
	食器洗い乾燥機		500
	食器乾燥機		200
	ステレオセット	高さ及び幅が80cm未満のもの	500
		高さ又は幅が80cm以上のもの	1,000
	スピーカー	高さ及び幅が60cm未満のもの(1本)	200

	高さ又は幅が60cm以上のもの(1本)	500	
	ズボンプレスナー	200	
	扇風機	200	
	掃除機	200	
	調理台(システムキッチン等の一体型のものを除く。)	500	
	テレビアンテナ	200	
	電気こたつ(こたつ板を含む。)	最大の辺又は径が1m未満のもの	200
		最大の辺又は径が1m以上のもの	500
	電子レンジ台	500	
	流し台	500	
	パソコン周辺機器(プリンター、スキャナー等)	200	
	ファクシミリ(電話機と一体になったものを含む。)	200	
	布団乾燥機	200	
	ふろがま	500	
	ホットカーペット	広さが3畳以下のもの	200
		広さが3畳を超えるもの	500
	ワードプロセッサ	200	
家具・寝具・建具	アコーディオンカーテン	200	
	衣装箱(4箱まで)	200	
	いす	応接用で1人用のもの	500
		応接用で2人以上用のもの	1,000
		応接用いす以外のもの	200
	衣類乾燥機台	200	
	オーディオラック	高さ及び幅が1m未満のもの	200
		高さ又は幅が1m以上のもの	500
	カーペット、じゅうたん	広さが3畳以下のもの	200
		広さが3畳を超えるもの	500
	カラーボックス	200	
	鏡台	500	
	げた箱	高さ及び幅が1m未満のもの	500
		高さ又は幅が1m以上のもの	1,000

サイドボード	高さ及び幅が1m未満のもの	500	
	高さ又は幅が1m以上のもの	1,500	
スチール棚（背板及び側板が無いもの）	高さ及び幅が1m未満のもの	200	
	高さ又は幅が1m以上のもの	500	
洗面化粧台		1,000	
建具（網戸、障子、ふすま等。ただし、玄関ドアを除く。）		200	
たんす（茶たんすを除く。）	高さ及び幅が1m未満のもの	500	
	高さ又は幅が1m以上のもの	1,500	
ついたて		500	
机	両そでのもの	1,500	
	両そで以外のもの	1,000	
テーブル	最大の辺又は径が1m未満のもの	500	
	最大の辺又は径が1m以上のもの	1,000	
テレビ台	高さ及び幅が60cm未満のもの	200	
	高さ又は幅が60cm以上のもの	500	
電話台		200	
戸棚（食器棚、茶たんす、本棚等）	高さ及び幅が1m未満のもの	500	
	高さ又は幅が1m以上のもの	1,000	
ブラインド		200	
ベッド（ベッドマットレスは除く。）	シングル・セミダブル・ダブルベッド、二段ベッド、パイプベッド等	500	
ベビーベッド		200	
ロッカー	幅が60cm未満のもの	500	
	幅が60cm以上のもの	1,000	
ワゴン	最大の辺又は径が1m未満のもの	200	
	最大の辺又は径が1m以上のもの	500	
趣味・スポーツ・レジャー	オルガン	電子オルガン	1,500

ヤー用品		電子オルガン以外のもの	1,000	
	楽器（オルガンを除く。）	ドラムセット	1,000	
		キーボード、ギター等	200	
	クーラーボックス		200	
	健康器具	電動式ランニングマシーン	1,000	
		サイクリングマシーン、ぶら下がり器	500	
		美容器具等	200	
	工具類（大工道具等。電動工具を除く。）		200	
	ゴムボート（底板付のものを含む。）		500	
	ゴルフ用具（一式又は単品）		200	
	サーフボード		200	
	車両装備品	ルーフボックス	500	
		スキーキャリア、チャイルドシート等	200	
	スキー用具（一式又は単品）		200	
	スノーボード		200	
	テント一式		200	
	発電機（携帯用のものに限る。）		500	
	マッサージ機	いす型のもの	1,000	
		いす型以外のもの	500	
	その他	編み機		200
		傘（10本まで）		200
傘立て		200		
車いす		500		
コート掛け		200		
子供用遊具類		一輪車、ベビーバス、歩行器、ゆりかご、幼児用三輪車等	200	
		すべり台、ブランコ	500	
コンポスト容器		200		
作業用具類（くわ、じょれん、スコップ、竹ぼうき等）		200		
作業用台車		500		
室内用物干し		200		
自転車		500		

	芝刈り機		200
	ショッピングカート、手押し車		200
	水槽		500
	スーツケース		200
	剪定枝等（1本の枝の太さが10cm以下、長さが2m以下のもので、1m程度の長さのひもで束ねたもの）		200
	漬物用樽		200
	トタン板（180cm×90cm。3枚まで）		200
	はしご、脚立		200
	ペット小屋	木製又はスチール製のもの	500
		木製又はスチール製以外のもの	200
	ベニヤ板（180cm×90cm。1枚）		200
	ベビーカー		200
	ホースリール台（ホースを含む。）		200
	物干竿（4本まで）		200
	物置	プラスチック製のもの	200
		プラスチック製以外のもので、高さ及び幅が1m未満のもの	500
		プラスチック製以外のもので、高さ又は幅が1m以上のもの	1,000
	浴槽（ポリエステル製のものに限る。）		1,000
上記以外(市が処理することが困難な物を除く。)	最大の辺又は径が1m未満の物で、重量が10kg以下のもの		200
	最大の辺又は径が1m未満の物で、重量が10kgを超えるもの		500
	最大の辺又は径が1m以上の物で、重量が20kg以下のもの		500
	最大の辺又は径が1m以上の物で、重量が20kgを超えるもの		1,000

備考 上記の品目には、機能、形態等が類似した品物を含むものとする。

別表第3（第28条関係）

品目名
-----

コンクリートブロック
耐火金庫
漬物石（コンクリート製）
物干台（コンクリート製）
れんが

備考

- 1 上記の品目は、市が収集及び運搬を行わない。
- 2 上記の品目には、機能、形態等が類似した品目を含むものとする。

別表第4（第29条関係）

適用条項	手数料の種別等	減免額	
第29条第1項第1号	一般廃棄物の処理手数料	全額又はその都度状況を調査して決定する額	
第29条第1項第2号及び第3号	し尿の処理手数料	生活保護法の規定による扶助又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定による支援給付を受けている者（以下「被扶助者等」という。）が単独で便槽を使用しているとき。	全額
		被扶助者等が共同で便槽を使用している場合で、当該被扶助者等が、共益費等によりし尿の処理手数料を負担しているとき。	月額 400円
	浄化槽汚泥の処理手数料	被扶助者等が単独で浄化槽を使用しているとき。	全額
		被扶助者等が共同で浄化槽を使用している場合で、当該被扶助者等が、共益費等によ	年2回を限度として1回につき1,500円



		り浄化槽汚泥の処理手数料を負担しているとき。	
	し尿及び浄化槽汚泥以外の一般廃棄物の処理手数料	全額	
第 29 条第 1 項第 4 号	し尿及び浄化槽汚泥以外の一般廃棄物の処理手数料	全額	
第 29 条第 1 項第 5 号	一般廃棄物の処理手数料	全額又はその都度状況を調査して決定する額	

第1号様式（第30条関係）




（その1）粗大ごみ収集シール（200円）

		<b>粗大ごみ収集シール</b>	
<b>粗大ごみ等収集手数料</b>		<b>200円</b>	
氏名			様
<p>◎氏名を記入し、粗大ごみ等の見やすい位置に貼ってください。 ※氏名の代わりに受付番号等を記入することもできます。お問い合わせください。</p> <p>◎領収日付印がないものは、収集しません。</p> <p>◎このシールは、一度貼ると貼り直せませんのでご注意ください。</p>			
 <b>相模原市</b>			<b>領収日付印</b>

（その2）粗大ごみ収集シール（500円）

		<b>粗大ごみ収集シール</b>	
<b>粗大ごみ等収集手数料</b>		<b>500円</b>	
氏名			様
<p>◎氏名を記入し、粗大ごみ等の見やすい位置に貼ってください。 ※氏名の代わりに受付番号等を記入することもできます。お問い合わせください。</p> <p>◎領収日付印がないものは、収集しません。</p> <p>◎このシールは、一度貼ると貼り直せませんのでご注意ください。</p>			
 <b>相模原市</b>			<b>領収日付印</b>

(その3) 粗大ごみ収集シール (1,000円)

		<b>粗大ごみ収集シール</b>	
<b>粗大ごみ等収集手数料</b>		<b>1,000円</b>	
<b>氏名</b>	様		
<small>◎氏名を記入し、粗大ごみ等の見やすい位置に貼ってください。 ※氏名の代わりに受付番号等を記入することもできます。お問い合わせください。 ◎領収日付印がないものは、収集しません。 ◎このシールは、一度貼ると貼り直せませんのでご注意ください。</small>			
 <b>相模原市</b>			 領収日付印

第2号様式 (第67条関係)

(表)

身 分 証 明 書			第 号
<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto;">写真</div>	所 属 氏 名 生年月日		
<p>上記の者は、相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例第55条第1項及び第2項の規定により立入検査を行う者であることを証明する。</p>			
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで	相模原市長	<div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; display: inline-block;"></div>

(裏)

相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例（抜粋）  
（立入検査等）

- 第55条 市長は、第30条の規定の施行に必要な限度において、事業者に対し、産業廃棄物の保管に関し報告させ、又はその職員に、事業者の事務所若しくは事業場に立ち入り、施設、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは試験の用に供するのに必要な限度において廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物を無償で収去させ、若しくは関係人に質問させることができる。
- 2 市長は、前項及び法第19条第1項に定める場合を除くほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、必要と認める場所に立ち入り、必要な帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係人に質問させることができる。
- 3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（規格 縦6センチメートル、横9センチメートル）

第3号様式（第68条関係）

(表)

契 印	
一 般 廃 棄 物 処 理 手 数 料 徴 収 職 員 証	
写 真	契 印
課 等	所 属 相 模 原 市
職 種	
氏 名	
年 月 日 交 付	年 月 日 生
相 模 原 市 長	□ 印

90 ミリメートル

(裏)

1 本証は、一般廃棄物の処理手数料の徴収に関する事務を行う場合には、必ず携帯しなければならない。

2 本証は、関係人の請求があつたときは、いつでもこれを提示しなければならない。

3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。